町 有 財 産 貸 付 申 請 書

　　　年　　　月　　　日

越 知 町 長　　　　　　　　　　　　殿

申請者

　　住所

　　氏名

　　　　電話番号

　　　　　　　メールアドレス

下記のとおり越知町普通財産の貸し付けをうけたく、「財産の交換、譲与、無償貸付並びに有償貸付等に関する条例（昭和３９年越知町条例第５号）」第５条により申請します。

記

１　町有財産の表示

高岡郡越知町 字 番地

種 別

面 積

２　（１）貸し付けを受ける期間

自　　　　　　年　　　月　　　日

至　　　　　　年　　　月　　　日

（２）前項の有効期限１ヶ月前までに双方いずれか一方からの意志表示をしないときは、契約期間満了の日の翌日から１ヶ年契約を延長するものとし、以後契約期間満了のときも同様とする。

３　使用目的

４　貸し付けを受ける条件

５　使 用 料

６　その他参考事項

①種別は、地目または名称を記入のこと。②必要により保証人を設定することがある。

③２部提出のこと。④使用期間は更新することができる。

申 請 箇 所 略 図

申請のあった町有財産の貸し付けについては、下記の条件を付して許可する。

年　　　月　　　日

越 知 町 長　　　　　　　　　　　　印

許可の条件

１　使用料は　　　　　　　　　　　とする。

２　許可を与えた後においても町長が必要と認めたときは、１ヶ月以内に予告して許可を取り消すことができる。

３　許可の取り消しに対し、使用者は異議の申し立てをすることができない。

４　使用の許可を得た財産を転貸することはできない。万一転貸をしたことが発覚したときは,直ちに町長は許可を取り消し、貸し付けは無効とする。

５　使用料を２ヶ月以上滞納したときは、許可を取り消すことができる。